

南房総市建設工事等電子入札約款

平成21年4月1日制定
令和元年10月1日最終改正
令和4年2月16日最終改正

(趣旨)

第1条 南房総市の発注する建設工事、測量及び設計等の委託、製造の請負、物品の購入、役務の提供に係る競争入札を電子入札で行う場合における入札その他の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令に定めるもののほか、この入札約款の定めるところによるものとする。

(入札等)

第2条 入札参加資格がある旨の確認を受けた者又は指名を受けた者（以下「入札参加者」という。）は、図面、仕様書、契約書案及び現場等を熟覧の上、入札しなければならない。この場合において、図面、仕様書、契約書案等について疑義があるときは、指定期日までに質問をすることができる。

2 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより作成し、当該入札に係る公告又は通知書に示した日時（以下「入札書受付締切予定日時」という。）までに電子入札システムにより提出しなければならない。

3 入札参加者は、南房総市入札参加業者資格者名簿に登載された代表者又は代理人（年間委任状にある受任者とする。）とする。

4 入札参加者は、入札書を電子入札システムにより提出した後は、開札の前後を問わず、入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

5 公告又は通知書において、誓約書を提出する旨が示されている場合は、入札参加者又はその代理人は、入札の前に誓約書を提出しなければならない。

(入札辞退)

第3条 入札参加者は、開札開始日時までは、いつでも入札を辞退することができる。予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した者がいないときに再度の入札を行う場合も、また同様とする。

2 入札参加者は、入札を辞退するときは、電子入札システムにより入札辞退

届を作成し、電子入札システムにより提出するものとする。

3 電子入札システムによる入札辞退届の提出が困難なとき、又は入札書受付締切予定日時以後、開札開始日時までの期間にあるときは、書面により入札辞退届を作成し、契約担当課へ提出するものとする。

4 入札参加者は、入札辞退届を提出した後は、開札前後を問わず、撤回することはできない。

5 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取り扱いを受けることはない。

(未入札)

第4条 入札参加者が、当該入札に係る開札開始日時までに入札書又は入札辞退届の提出を行わなかったときは、未入札として取り扱うものとする。

(公正な入札の確保)

第5条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号以下「独禁法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。

2 入札参加者は、入札に当たっては、他の入札参加者と入札価格、入札意思又は工事費内訳書その他提出する書類（次項において「入札書等」という。）についていかなる相談も行わず、独自に価格を定めなければならない。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格、入札意思又は入札書等を開示してはならない。

4 入札参加者は、入札前に、他の入札参加者の入札意思をさぐる行為をしてはならない。

(入札の取りやめ等)

第6条 入札参加者が談合し、又は談合の恐れがある不穏な行動をとるなど、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を保留し、延期し、若しくは取りやめることができる。

2 電子入札システムの障害等により、入札の執行ができないことが判明したときは、入札の執行を延期し、紙入札への移行その他の運用の変更を行い、又は入札の執行を取りやめることができる。

3 入札参加者が1人である場合は、再度入札及び一定の要件が設定されている場合を除き入札を取りやめるものとする。

(開札立会人の選定)

第7条 開札の執行にあたり、当該入札の参加者は開札に立ち会うことができる。この場合において、立会いを希望するときは、必ず開札日の前日までに契約担当課へ連絡するものとする。

2 立会いを希望する入札参加者がいないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせるものとする。

(無効となる入札)

第8条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の入札保証金を納付しない者のした入札（免除の場合を除く。）
- (3) 必要事項を欠く入札
- (4) 明らかに談合であると認められる入札
- (5) 電子認証書を不正に使用した入札
- (6) 入札に際して不正を行った者のした入札
- (7) 入札金額内訳書（当該入札に係る公告又は通知書において提出が定められた場合に限る。）の提出のない入札又は入札金額内訳書に重大かつ明白な不備がある入札
- (8) 入札書の金額が0円の入札
- (9) 一般競争入札（事後審査方式）において入札参加資格が無いとされた者又は契約担当課から指示された書類を規定の期限までに提出しない者のした入札
- (10) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査（以下「低入札価格調査」という。）において、事情聴取に協力しない者又は調査報告書等を期限までに提出しない者のした入札
- (11) 低入札価格調査において、低入札価格調査報告書の提出に代わる届出書を期限までに提出した者の入札
- (12) 総合評価落札方式による入札において、期限までに技術提案等に関する資料の提出がなかった者のした入札

(13) 総合評価落札方式による入札における技術提案等の評価において、欠格と評価された者のした入札

(14) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札
(失格となる入札)

第9条 次の各号のいずれかに該当する入札は失格とする。

(1) 最低制限価格を設定した入札において、当該最低制限価格を下回る金額の入札

(2) 低入札価格調査において失格とされた入札
(開札)

第10条 開札は、入札の終了後、契約担当者が指定する日時に当該入札場所において立会を希望する入札者がある場合は、入札者を立ち合わせて行う。

2 入札者が開札に立ち会わないときは、職員を立ち合わせる。

(保留)

第11条 開札後、次の各号のいずれかに該当する場合には、落札決定を行わず、入札を保留する。

(1) 低入札価格調査制度における低入札価格等に関する調査が必要なとき

(2) 一般競争入札（事後審査型）における落札候補者の資格確認審査を実施するとき

(3) 発注者が特に必要と判断したとき

(落札者の決定)

第12条 総合評価落札方式によらない建設工事又は製造の請負に係る入札においては、入札を行った者のうち、予定価格及び最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とし、最低制限価格を設けない入札においては、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、低入札価格調査制度を設けた場合において、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者（以下「価格調査対象者」という。）があるときは、その者により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる価格調査対象者のうち、最低の価格をもって入札したものを落札者とする。

2 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認

められる価格調査対象者がいないときは、価格調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたものを落札者とする。

3 総合評価落札方式による建設工事又は製造の請負に係る入札においては、入札を行った者のうち、落札の前提となる一定要件（以下「落札必要要件」という。）に該当し、予定価格及び最低制限価格の範囲内の価格をもって入札したもので、価格と評価点から算出する評価値（以下「評価値」という。）の最も高いものを落札者とする。最低制限価格を設けない場合においては、予定価格の範囲内の価格をもって入札した者で、評価値の最も高いものを落札者とする。ただし、低入札価格調査制度を設けた場合において、落札必要要件に該当し、調査基準価格を下回る価格をもって入札した者のうち、落札必要要件に該当し、かつ、調査基準価格以上の価格をもって入札した者のうち、評価値の最も高いものに比して評価値が同等以上である者（以下「総合評価調査対象者」という。）により契約の内容に適合した履行がなされるかどうか調査し、契約の内容に適合した履行がなされると認められる総合評価調査対象者のうち、評価値の最も高いものを落札者とする。

4 前項ただし書の場合において、契約の内容に適合した履行がなされると認められる総合評価調査対象者がいないときは、総合評価調査対象者以外の者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札をしたもので、評価値の最も高いものを落札者とする。

5 業務委託及び物品の購入に係る入札においては、最低価格をもって入札した者を落札者とする。

6 第1項又は第3項の最低制限価格は、予定価格の100分の92から100分の75の範囲で予算執行者の定める額とする。

7 第1項又は第3項のただし書の場合において、価格調査対象者又は総合評価調査対象者は、実施者の行う調査に協力しなければならない。

（同価格又は同評価値の入札者が2人以上ある場合の落札者の決定）

第13条 落札となるべき同価格又は同評価値の入札をした者が2人以上あるときは、速やかに当該入札をしたものに、電子入札システムにより電子くじを実施して落札者を定める。

（再度入札）

第14条 開札した場合において、各人の入札のうち予定価格の範囲内の価格の入札がないときは、速やかに電子入札システムによる再度の入札を行う。ただし、第12条第1項又は第3項ただし書の規定により調査した結果、価格調査対象者又は総合評価調査対象者を落札者とし不在の場合であって、予定価格の範囲内の価格の入札がないとき、及び落札必要要件に該当するものがないときは、契約担当課が指定する日時において再度の入札を行う。

2 前項の場合において、再度入札の回数は原則として1回までとする。

3 再度入札に参加できる者は、1回目の入札に参加した者で最低制限価格を下回らない入札をした者又は第12条第1項若しくは第3項ただし書の規定により落札者とされなかった者以外の者とする。ただし、入札が無効又は未入札になった者は、再度入札に参加できないものとする。

(入札不調に伴う措置)

第15条 再度入札の結果においても落札者がいないときは、最低入札者（最低入札者から見積りを徴することができないときは、最低入札者を除く他の入札者のうち最低入札者）から見積りを徴することができるものとする。ただし、最低札の金額と予定価格の差が大きい等のため、入札執行者が見積りを徴することが適切でないと認めたときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定により契約の相手方が決定しないときは、予算執行者は、工事等に係る設計について検討のうえ、再度公告、指名替え、設計変更その他の再び入札に付するための必要な措置を講ずるものとする。

(契約の締結)

第16条 落札者は、市長が落札決定の通知を発した日から7日以内に契約（南房総市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年南房総市条例第60号）第2条及び第3条に規定する契約に係る仮契約を含む。次項において同じ。）を締結しなければならない。ただし、市長の承諾を得てこの期間を延長することができる。

2 落札者が前項に規定する期間内に当該契約を締結しないときは、落札はその効力を失う。

3 落札者が契約の締結を辞退し、又は期間内に契約を締結しないときは、入札参加資格抹消又は指名停止等の措置を講ずるものとする。

(契約の保証)

第17条 落札者は当該契約の締結に際し、南房総市財務規則第146条第1項から第3項までの規定による契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず南房総市財務規則第146条第4項の規定に該当する場合においては、その全部を免除することができる。

3 第1項の契約保証金又はこれに代わる担保に係る額は、契約金額の100分の10（落札者が低入札価格調査を受けた者である場合は、10分の3）以上としなければならない。

(異議の申立)

第18条 入札をした者は、入札後、この約款、図面、仕様書、契約書案、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることができない。

(内訳書の提出)

第19条 予算執行者等は、当該入札に係る事業の熟知の状況及び積算能力の向上又は談合その他の不正行為の防止に資するため、入札参加者から入札金額内訳書の提出を求めることができる。この場合において、あらかじめ、当該入札に係る公告又は当該入札に係る通知のいずれかの方法により明記し、その内容及び方法等を周知するものとする。

(電磁的な方法による通知等の処理)

第20条 この約款に規定する公告、通知及び質問書は、電磁的な方法によることができるものとする。

(補則)

第21条 この約款に定めるもののほか、電子入札システムの取り扱いについては、南房総市電子調達システム運用基準（平成21年4月1日制定）によるものとする。この約款及び南房総市電子調達システム運用基準に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度定めるものとする。

附 則

この約款は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この約款は、令和4年2月16日から施行する。